

第二 令和時代の税制のあり方

2 働き方やライフコースの多様化等への対応

(2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

企業年金・個人年金等に関する税制のほか、近年、貯蓄・投資等に関する税制も整備・拡充されてきているが、勤労者財産形成年金貯蓄やNISA（少額投資非課税制度）など様々な制度が並立する中、引出し制限の有無や少額からの積立を促す仕組みの有無など、制度間での差異が存在している。今後は、一人ひとりのライフプランに応じた積立・分散投資など、退職後の生活への計画的な準備を適切に支援していく観点から、関連する税制を整理していく必要がある。その際、利用者の視点に立って、簡素で分かりやすい制度にすることが重要である。

また、金融所得については、これまで一体化の取組が進められてきており、他の所得と分離して比例的な税率で課税されている。今後の課税のあり方については、勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、諸外国の税制も参考にしつつ、総合的に検討していくべきである。

(参考資料)

私的年金制度の沿革

	適格退職年金・厚生年金基金	確定給付企業年金(DB)	確定拠出年金(DC)	その他の動き
昭和37	・適格退職年金創設			
41	・厚生年金基金制度創設			
平成3				・バブル崩壊
9				・規制緩和推進計画を閣議決定 (確定拠出年金の導入を検討)
10				・金融ビッグバン
12				・退職給付新会計基準導入 (企業年金の積立不足を債務計上)
13	・適格退職年金の10年後廃止決定		・確定拠出年金法施行	
14	・代行返上(将来期間分)開始	・確定給付企業年金法施行		
15	・代行返上(過去期間分)開始			
16				
17		・ポータビリティの拡充	・拠出限度額引上げ ・中途脱退要件の緩和	
21				
22		・給付設計の弾力化	・拠出限度額引上げ	
23			・年金確保支援法成立 -マッチング拠出導入 -中途脱退要件の緩和	
24	・ <u>適格退職年金の廃止</u>			
25				・退職給付会計基準改正 (退職給付債務の計上を厳格化)
26	・厚生年金保険法等改正法施行 -厚生年金基金の新設不可		・拠出限度額引上げ	
28	-5年間の特例解散制度の創設 -上乗せ部分の他制度移管促進			
29		・リスク分担型企業年金の導入 リスク対応掛金の導入	・改正確定拠出年金法施行 -iDeCoの加入者範囲の拡大等	
30		・ガバナンスの改善	-掛金の拠出単位の年単位化 -中小企業施策の充実(簡易型DC、 小規模事業主掛金制度の導入等) -運用の改善(指定運用方法、運用 商品提供数の上限の設定等)	

確定給付企業年金(DB)と確定拠出年金(DC)の制度比較

- 確定給付企業年金(DB)は、退職金の年金化を進めてきた適格退職年金・厚生年金基金を継承する制度として創設。このため、企業や従業員のニーズに柔軟に対応できる仕組みとされており、例えば、50歳以降の退職時も支給開始可能であるほか、支給開始年齢到達前の中途引出しも広範に認められている。
- 他方、確定拠出年金(DC)は、支給開始年齢が60歳以上であるほか、支給開始年齢到達前の中途引出しが原則不可であるなど、「年金は老後の所得である」との制度趣旨を明確に反映した制度設計となっている。
- ただし、DB、DCともに、給付形態は年金か一時金か選択可能。

		確定給付企業年金 (DB)	確定拠出年金 (DC)	
拠出の仕組み		原則、事業主拠出 (加入者も事業主負担を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度額なし(ただし、加入者負担の非課税枠(控除限度額)は年間4万円まで(生命保険料控除))	【企業型】 原則、事業主負担 (加入者も事業主負担を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度額(=非課税枠)あり	【個人型(iDeCo)】 原則、加入者負担 (中小企業については、事業主も拠出可能) ※拠出限度額(=非課税枠)あり
給付の仕組み	加入可能年齢	70歳まで	60歳まで(企業型DCの場合は65歳まで加入可能)	
	支給開始年齢	60歳以上65歳以下の規約で定める年齢 又は50歳以上の退職時	60歳以上70歳以下の請求時(加入期間によって異なる)	
	支給開始年齢到達前の中途引出し	制限なし	原則不可(一部、国民年金の保険料免除者等の要件を満たした者のみ可能)	
	給付形態	年金か一時金かを受給者が選択可能 (年金の場合の支給期間等は労使が選択)	年金か一時金かを受給者が選択可能 (年金の場合の支給期間等は受給者が選択)	

年金課税の推移

【～昭和62年分】		
給与所得として課税		
所得計算上の所得控除	高齢者年金特別控除 (65歳以上)	78万円
	給与所得控除	(高齢者年金特別控除後の年金収入) 165万円までの部分 40% 330万円までの部分 30% 600万円までの部分 20% 1,000万円までの部分 10% 1,000万円を超える部分 5% 最低保障額 57万円



【昭和63年分～平成元年分】		【平成2年分以降】	【平成17年分以降】	【令和2年分以降】 (30年度改正)	
雑所得として課税					
所得計算上の所得控除	公的年金等控除	① 定額控除 80万円 (65歳未満の者 40万円)	① 定額控除 100万円 (65歳未満の者 50万円)	① 定額控除 50万円	① 定額控除 最高40万円
		② 定率控除 (定額控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 720万円を超える部分 5% 最低保障額 120万円 (65歳未満の者 60万円)	② 定率控除 (定額控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 720万円を超える部分 5% 最低保障額 140万円 (65歳未満の者 70万円)	② 定率控除 (定額控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 720万円を超える部分 5% 最低保障額 70万円 (65歳以上の者 120万円)	② 定率控除 (50万円控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 950万円までの部分 5% 最低保障額 最高60万円 (65歳以上の者 最高110万円)

人的控除	高齢者控除	25万円(個人住民税24万円)
------	-------	-----------------

人的控除	高齢者控除	50万円(個人住民税48万円)	同左	廃止
------	-------	-----------------	----	----

※これ以前は、昭和26年から昭和32年まで雑所得に分類(掛金分を控除後に全額課税)。その後昭和32年から給与所得控除。高齢者年金特別控除は昭和48年から昭和62年まで。

主要国における公的年金税制

(2020年1月現在)

			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制度類型			EET	TET	TET	EET	EET
拠出段階	事業所得者	本人負担分	全額控除	控除あり (1/2)	控除なし	控除あり (限度額あり) (注3)	全額控除
	給与所得者	本人負担分	全額控除	控除なし	控除なし	控除あり (限度額あり) (注3)	全額控除
		事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
運用段階			非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
給付段階			一部課税 (注1)	一部課税 (注2)	課税	課税 (注4)	課税 (注5)

(注1) 給付段階において課税となる公的年金等については、その所得の計算上、公的年金等控除の適用がある。

(注2) 給付額の一定部分が課税対象となる(給付額の50%にその他の所得を加えた暫定所得額が、\$25,000から\$34,000の場合(単独申告の場合)は、㊦給付の50%、㊧\$25,000を超える暫定所得の50%、のうち少ない金額(※)が課税対象。暫定所得額が\$34,000を超える場合は、㊨給付の85%、㊩「\$34,000を超える暫定所得の85%+(※)」で計算された額又は\$4,500のうち少ない金額」、のうち少ない方の金額が課税対象。担税力減殺及び二重課税への配慮のためとされている)。

(注3) 年金保険料の一定部分及び疾病保険、介護保険等の社会保険制度に対する社会保険料と生命保険料の合計額に対する実額控除(ただし、限度額あり。また、給与所得者は実額控除に代えて概算控除を選択することもできる)。年金保険料の控除割合は、実額控除の場合、2013年に76%で設定され、以降毎年2%ずつ引き上げられて2020年に90%、概算控除の場合、2010年に40%で設定され、以降毎年4%ずつ引き上げられて2020年に80%となっており、いずれも2025年に100%となる予定。

(注4) 受給が開始された年度に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる(受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割合が50%、2006年以降の納税者は50%から毎年上昇(2020年は80%、2040年に100%となる予定))。また、当該部分について、他の一定の年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロの控除が認められる。

(注5) 年金額に対する10%の控除(各世帯構成員一人あたり最低控除額393ユーロ、世帯あたり控除限度額3,850ユーロ)が認められる。



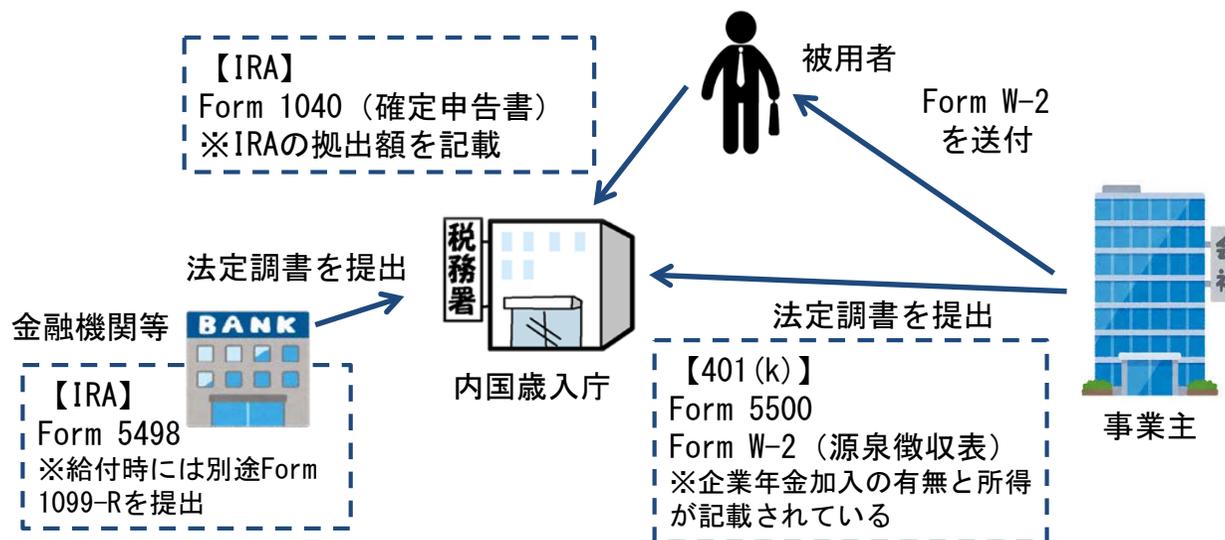
【非課税拠出限度額】

- 企業年金及び個人退職勘定 (IRA) の非課税拠出限度額は、それぞれ税法である内国歳入法に規定されており、2019年における401(k)の一般的な非課税拠出限度額は年間19,000ドル（215万円）、個人退職勘定 (IRA) の一般的な非課税拠出限度額は年6,000ドル（68万円）となっている。
- ただし、企業年金に加入している場合は、所得に応じて個人退職勘定 (IRA) の非課税拠出限度額が減り、単身者の場合7.4万ドル（836万円）で消滅するという緩やかな調整がある。

【拠出額の把握・管理】

- 内国歳入庁 (IRS) は、企業年金の設置状況を事業主が提出するForm 5500（プラン参加者が100人未満の場合はForm 5500-SF、1人の場合はForm 5500-EZ）や、被用者に支払う賃金に関するForm W-2（企業年金への加入有無のチェック欄あり）により、被用者の拠出額を把握。
- 個人退職勘定 (IRA) の拠出については、金融機関等が内国歳入庁に対してForm 5498で報告を行う必要。納税者は、所得税申告時に控除額を申告する。
- 内国歳入庁は企業・金融機関・被用者からの情報を元に、拠出限度額を超えていないか、企業年金に加入している場合の限度額の減少を確認。なお、拠出限度額を超えて拠出した場合には、ペナルティの課税が存在する。

【401(k)と個人退職勘定 (IRA) における拠出額把握方法のイメージ】



(備考) 邦貨換算レート：1ドル=113円（基準外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

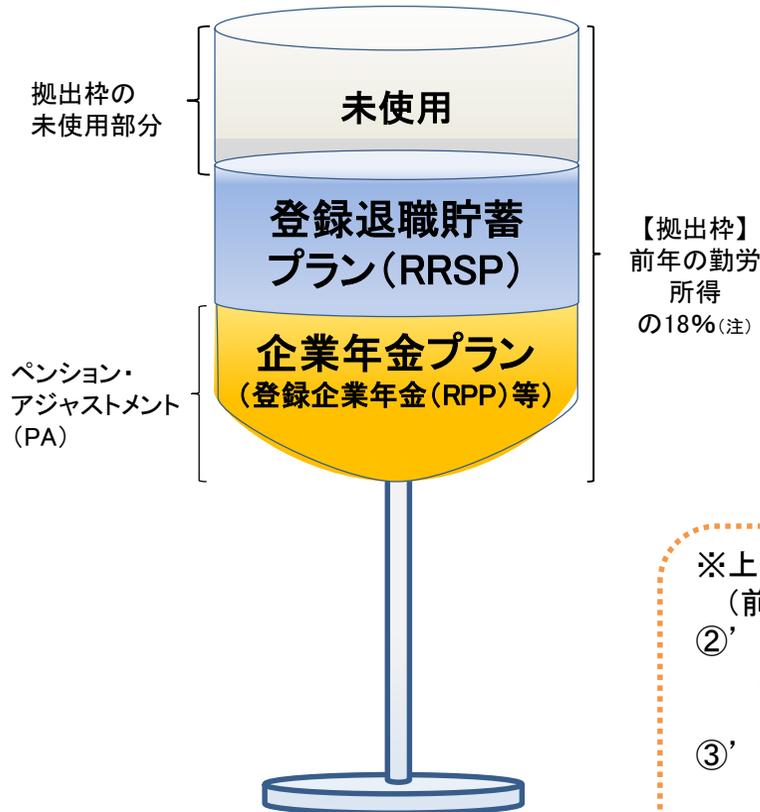


- 給付・拠出の上限は、35年間満額の拠出を行った場合に、引退後平均寿命までの間、引退前所得の70%の水準の私的年金が得られる水準になるよう、設定されている。
- DB型登録企業年金（RPP）については、拠出限度額は設けられていないが給付の上限があり、勤続期間の各年について、所得の2%分の年金給付が、3,0260ドルの定額の限度額に至るまで認められている。これは、35年の勤続を通して、引退前所得の2%分に当たる給付が引退後毎年得られるように拠出を行うことで、引退後平均寿命までの間、引退前所得の70%の給付を得るように計算（35年×2%=70%）。
- DC型登録企業年金（RPP）及び登録退職貯蓄プラン（RRSP）については、拠出限度額があり、所得の18%か、定額の限度額の低い方までの拠出が認められている。この18%は、現在の9ドルの拠出が将来の年1ドルにあたるという考えのもと、DB型登録企業年金（RPP）の給付上限である所得の2%を9倍して算出されている。
- 上述の「9」の係数は、DB型登録企業年金（RPP）とDC型登録企業年金（RPP）・登録退職貯蓄プラン（RRSP）に共通の拠出上限を設ける際の重要な係数となっている（具体的な共通枠の考え方は次頁）。この係数は、拠出上限の統合が行われた1990年時点の賃金や成長率、利率等を勘案して設定されている。
- なお、今年度のDC型登録企業年金（RPP）等の定額の拠出限度額である27,2300ドルという数値は、1990年時点で平均賃金の2.5倍として設定されており、その後賃金スライドが行われている。DB型登録企業年金（RPP）の限度額となっている3,0260ドルは、DC型登録企業年金（RPP）の拠出上限である27,2300ドルを「9」で割って設定したもの。



- 登録退職貯蓄プラン (RRSP) と登録企業年金 (RPP) への拠出額は**共通の枠 (コントリビューション・ルーム) によって管理されている**。個人が加入できる登録退職貯蓄プラン (RRSP) と、前年のDC型登録企業年金 (RPP) の共通枠を設定することで、働き方や加入できる年金にかかわらず、同じ割合の拠出が可能。
- 前年の登録企業年金 (RPP) 等の企業年金プランへ拠出した分は「PA (年金調整額)」と呼ばれ、**今年の登録退職貯蓄プラン (RRSP) の拠出限度額から減算される**。また、未使用の拠出枠については無期限に将来に繰り越すことが可能。
- 企業年金への拠出分は個人の申告書、企業の法定調書によって歳入庁 (CRA) へ提出。**CRAがそれに基づいてコントリビューション・ルームの残額を個人に通知**。

【共通拠出枠の計算のイメージ】



■ 2019年の登録退職貯蓄プラン (RRSP) 拠出可能枠の計算例

(前提) ・2018年の年収10万ドルの従業員

- ・2018年の登録企業年金 (DC型) (RPP) 拠出額は1万ドル (PA)
- ・過去の未使用枠の繰越はなし

- ① 調整前の2019年の登録退職貯蓄プラン (RRSP) 拠出可能枠
10万ドル × 18% = 18,000ドル
- ② PA (年金調整)
1万ドル (登録企業年金 (RPP) 拠出分)
- ③ 調整後の未使用額
前年の登録企業年金 (RPP) への拠出額を今年の拠出枠から減算した8,000ドルが、登録退職貯蓄プラン (RRSP) の拠出枠として2019年に使用可能。なお、未使用の場合は、翌年以降に繰り越される。

※上記に加えて、DB型登録企業年金にも拠出した場合

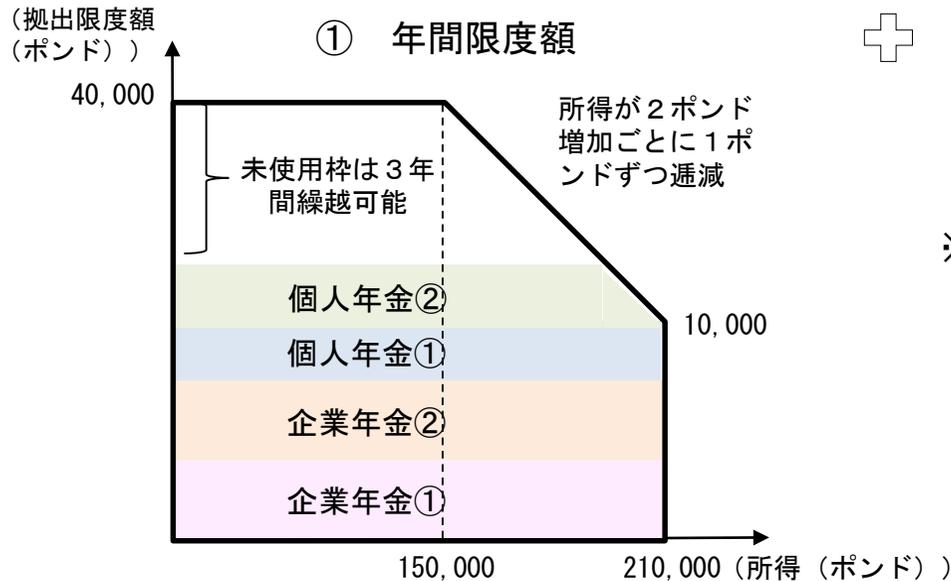
(前提) 2018年までの過去3年間の平均収入を4万ドルと仮定

- ②' DB型分のPA (年金調整)
4万ドル × 2% = 800ドル
800ドル × 9 (係数) - 600ドル (誤差分調整) = 6,600ドル
- ③' 調整後の未使用額
8,000ドル - 6,600ドル = 1,400ドル

よって、2019年に1,400ドルを登録退職貯蓄プラン (RRSP) 拠出枠として使用可能。

(注) 定額の限度額 (2019年は26,500ドル) と比較し、低い方の額が最終的な限度額となる。

拠出時の非課税限度額についての共通枠の仕組み

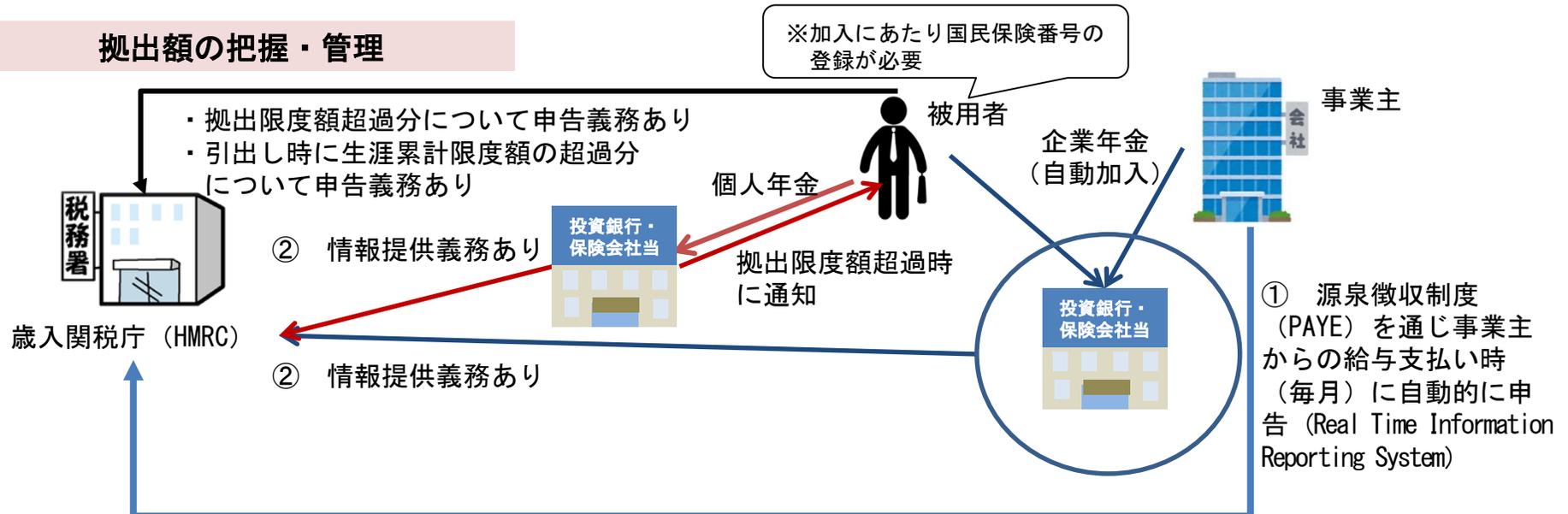


② 生涯累計限度額
1,055,000ポンド（1億5,403万円）

※給付時に今まで拠出・運用していた年金等を合算し、給付され得る額について上記金額を超えない範囲でのみ非課税で拠出することが可能。

- ・ 事業主・被用者（個人）分の拠出含む
- ・ DB型企业年金はインフレ調整後のものを16の係数で乗じて現在価値化して換算（2010年政府アクチュアリー局の報告書提案に基づく数字）

拠出額の把握・管理



（備考）邦貨換算レート：1ポンド=146円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

企業年金の非課税拠出限度額

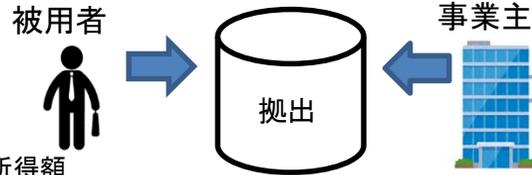
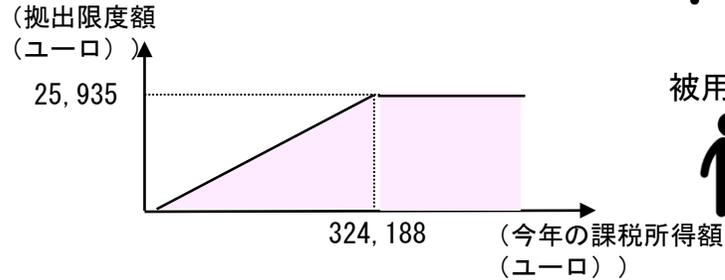
① DC型企业年金（83条型）

今年の課税所得の8%

※ただし、**今年の社会保障限度額**（2019年は40,524ユーロ（523万円））の8倍の8%（2019年は25,935ユーロ（335万円））の上限あり

② 集団企業貯蓄制度（PERCO）

- 被用者は年収の25%まで拠出可。
- 事業主は被用者拠出額の3倍を超えない額まで拠出可（上限あり6,483.84ユーロ（84万円）まで）
- 被用者拠出金額に所得控除はない**
- 事業主拠出分については、損金算入可

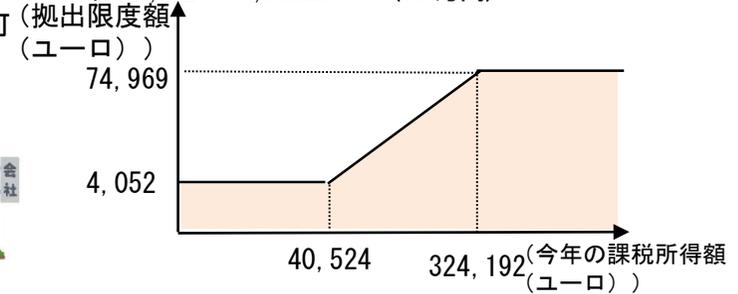


自営業者の年金の非課税拠出限度額

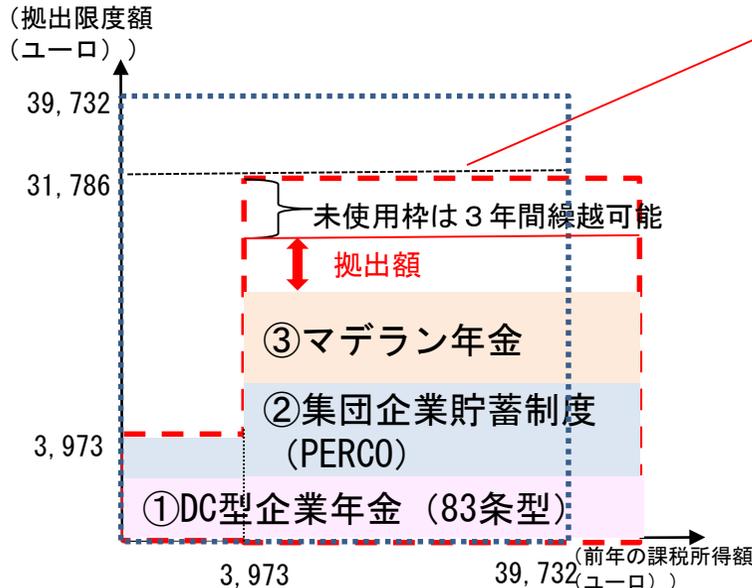
③ マデラン年金

今年の課税所得 (x) に応じて変化

- ✓ $X < 40,524$ (今年の社会保障限度額 (2019年は40,524ユーロ (523万円))) → 4,052ユーロ (52万円)
- ✓ $40,524 < x < 324,192$ (今年の社会保障限度額の8倍) → $(X \times 10\%) - (X - 40,524 \text{ユーロ (523万円)}) \times 15\%$
- ✓ $x > 324,192$ → 74,969ユーロ (967万円)



個人年金貯蓄制度（PERP）の非課税拠出限度額



PERPの非課税拠出限度額は、**前年の課税所得額の10%**となっている。ただし、実際に使える額は、PERPの非課税拠出限度額から他の年金の拠出額を控除後の額。

個人年金貯蓄制度（PERP）の非課税拠出限度額（点線赤字）から、**《被用者の場合》**

- ①DC型企业年金（83条型）において拠出した分、
- ②PERCOにおいて**事業主が拠出した分**

《自営業者の場合》

- ③マデラン年金に拠出した分

を控除した残額が所得控除使用可能額となる。

※**PERPの非課税拠出限度額（点線赤字）**は**前年の社会保障限度額（青字枠、2018年度は39,732ユーロ（513万円））**の8倍の10%。なお、前年の課税所得額が**社会保障限度額の10%**に満たない場合は、前年の**社会保障限度額の10%**までが拠出可能。

※フランスは申告賦課方式。各金融機関から契約者に対して確定申告の前に記入すべき数値に係るレターが郵送され、所得税申告書に記載。

（備考）邦貨換算レート：1ユーロ=129円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。